

緊急事態宣言

兵庫県から県民の皆さんへのお願い

4月7日、安倍晋三首相が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を行い、本県も緊急事態措置の実施区域となりました。本県の感染状況は、感染経路の不明な症例、帰国者・若者の感染者が増加しており、予断を許さない状況です。

本県は4月7日の緊急事態宣言を受け、県対策本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針」を決定しました。この方針に基づき、引き続き、県民の皆さんの安全を最優先に、「クラスターの解消」「感染者からの第2次感染の封じ込め」「海外帰国者対策」を中心に、感染拡大防止に向け取り組みをさらに強化して推進します。

県民の皆さんには、国や県、市町から発信する情報を基に、冷静に行動していただくとともに、次の点について協力をお願いします。

1 外出のさらなる自粛

今一度、自らの行動の責任を自覚し、**生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しない**ことを要請し、**帰省、旅行、会合を控える**ことをお願いします。

特に、感染が拡大している首都圏のほか、関西圏でも**都市部などの人口密集地との不要不急の往来**については、当面、自粛していただくようお願いします。

また、「三つの密」(密閉・密集・密接)が重なる懸念がある**集会、イベントへの参加の自粛**をお願いします。さらに、夜間から早朝にかけて**営業し接客を伴う飲食店、カラオケ**などの利用を当面、控えるようお願いします。

2 冷静かつ適切な対応

医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止し、**憶測やデマなどに惑わされない**よう冷静な対応をお願いします。

また、医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の**買い占め等を行わない**ようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点がある場合は、県が設置している相談窓口へ相談してください。

今後とも、国や関係機関と緊密に連携し、感染拡大防止に向けて迅速かつ的確に対応していきます。

兵庫県知事

井 戸 敏 之



相談窓口を増設しました

新型コロナウイルス感染症の
予防・医療・検査に関する相談窓口
(24時間受付)

兵庫県24時間対応コールセンター
☎078 (362) 9980

左記以外の外出自粛、各施設の利用など
緊急事態措置に関する相談窓口
(平日9時～18時)

兵庫県緊急事態措置コールセンター
☎078 (362) 9921

最新情報、事業者
向けの情報などは
県ホームページを
確認してください。



兵庫県 で検索してください